

三鷹市薬剤師会 会則

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は日本薬剤師会の趣旨により、東京都薬剤師会に所属し、薬剤師の職能向上を図り、公衆の厚生福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第 2 条 本会は三鷹市薬剤師会と云う。
- 第 3 条 本会事務所は、三鷹市上連雀 7-4-8 番におく。

第二章 会員と会費

第 4 条 会員の種類

本会の会員は次の 2 種とする。

- (1) 正会員 (管理薬剤師)
- (2) 準会員 (勤務薬剤師及び個人薬剤師)

第 5 条 会員の資格と義務

正会員：三鷹市内に薬局を開設、または勤務する管理薬剤師であって東京都薬剤師会々員としての資格を有す者とする。

正会員は、休日診療執務を義務とする。尚、執務資格者は理事会の承認を必要とする。

準会員：三鷹市内に居住、または薬局に勤務する薬剤師であって東京都薬剤師会々員としての資格を有すことを奨励する。

正会員・準会員をもって、一般社団法人に関する法律上の社員とする。

第 6 条 入 会

本会に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第 7 条 退 会

会員が本会を退会しようとする時は、退会届を文章で会長に届け出なければならない。

但し、次に該当する時は退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき
- (2) 会費を1年以上納入されないとき

第 8 条 除 名

本会の名誉をき損し、又は会の主旨に反するような行為を行った会員は、総会の議決により除名することができる。

第 9 条 会費と入会金

会費は入会に際し入会金を、また所定の納期に会費を、次の通り納入しなければならない。尚、入会金の返却はしないものとする。

- (1) 入会金

正会員	100,000 円
準会員	10,000 円

- (2) 会 費

正会員	月額：28,000 円
準会員	月額：1,000 円

第三章 事 業

第 10 条 本会は第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師の職能向上に関する事項。
- (2) 薬事及び食品衛生の改善発達に関する事項。
- (3) 公衆衛生の助長・協力に関する事項。
- (4) 学校其の他集団施設の環境衛生に関する事項。
- (5) 社会保険に関する事項。
- (6) 会員相互の扶助、福祉増進に関する事項。
- (7) 東京都薬剤師会及び関係団体との連絡に関する事項。
- (8) 医薬品管理センターに関する事項。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事項。

第四章 役員

第 11 条 本会は次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
専務理事	1 名
理 事	10 名以内
監 事	2 名

第 12 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、其の職務を代行する。
専務理事は会長及び副会長を補佐して会務を代行する。
理事は会長を補佐し、会務を処理する。理事のうち 1 名は会計を担当する。
監事は本会の業務及び財務状態を監査する。監事は理事会に出席して意見を述べる事ができる。

第 13 条 会長は総会において理事の中より選挙して定める。
副会長、専務理事、監事を会長が指名する。

第 14 条 役員任期は 2 ヶ年とし、再選を妨げず。

第 15 条 会長は役員会の同意を得て、顧問、相談役を委嘱することが出来る。

第五章 会 議

第 16 条 会議を分けて総会及び理事会とする。
総会は通常総会及び臨時総会とする。
通常総会は毎年 1 回、事業年度の終了後 2 ヶ月以内に会長が招集する。
臨時総会は会長が必要ありと認めた時招集する。総会は委任状を加えて会員の過半数の出席をもって成立する。

第 17 条 理事会は、会長、副会長、専務理事及び理事を以って組織する。
理事会は必要に応じ随時会長が招集する。

第 18 条 総会及び理事会の議長は会長が当る。
会長出席出来ない時は副会長がこれに当る。

第六章 会 計

- 第 19 条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第 20 条 本会の経費は会費及び東京都薬剤師会の交付金其の他を以って支弁する。
- 第 21 条 第 20 条の収支が不足を生じた場合は理事会の決議を経て、会員より特別会費を徴集することが出来る。
- 第 22 条 歳入、歳出決算は監事の監査を得て、通常総会に提出し、承認を求むるものとする。

第七章 医薬品管理センター

- 第 23 条 当センターは医薬分業を推進し以って、地域住民の医療福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 第 24 条 当センターの運営は、三鷹市薬剤師会医薬品管理センター運営細則に基づき運用されねばならない。

第八章 学校薬剤師会

- 第 25 条 三鷹市立小、中学校の環境衛生の向上に寄与することを目的とする。
- 第 26 条 運営に際しては、三鷹市学校薬剤師会会則に基づくものとする。

附 則

1. 本規約の改変は、総会の決議を要するものとする。
2. 本会は昭和44年4月に設立。

昭和55年	1月22日	一部改正
昭和55年	1月23日	より施行
昭和55年	10月23日	一部改正
昭和55年	10月24日	より施行
昭和58年	4月25日	一部改正
昭和58年	4月26日	より施行
昭和60年	4月25日	一部改正
昭和60年	4月26日	より施行
平成16年	3月17日	一部改正
平成16年	4月1日	より施行
平成19年	5月16日	一部改正
平成19年	5月17日	より施行
平成20年	11月19日	一部改正
平成21年	1月1日	より施行
平成27年	5月27日	一部改正
平成27年	5月28日	より施行